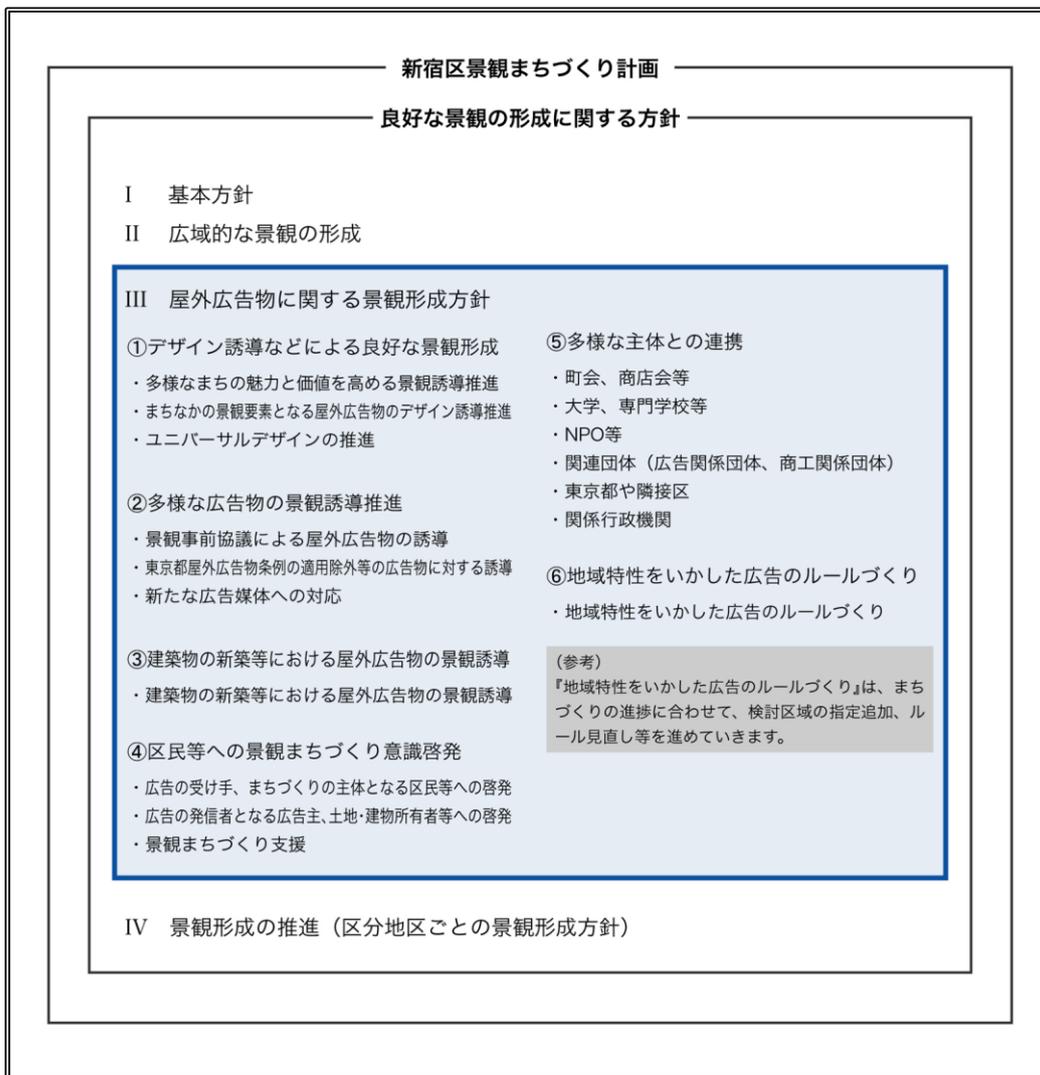


## 新宿区景観まちづくり計画一部改定（素案）の概要について

### （1）景観形成方針に新たに屋外広告物に関する事項を追加

新宿区における屋外広告物の景観誘導を推進するため、「屋外広告物に関する景観形成方針」を定める。



### （2）各区分地区の景観形成基準（建築物の新築等）に屋外広告物に関する事項を追加

各区分地区に以下の景観形成基準を追加する。

#### ＜追加する景観形成基準＞

- ビル名や店名等の自家用広告物、第三者広告物等の屋外広告物の掲出については、建築物の設計の早い段階から、周辺景観や建築物等へ配慮する。

### (3) 区分地区の景観形成方針に屋外広告物に関する事項を追加

- ①. 区分地区「歴史あるおもむき外濠地区」に屋外広告物に関する景観形成について、以下の景観形成方針を追加する。

#### ○歴史あるおもむきや水とみどりの空間における屋外広告物の誘導

変化に富んだ地形、連続する水とみどりなど外濠の景観特性に応じた屋外広告物のデザイン誘導を進め、新宿区を代表する美しい都市景観を形成していきます。また、眺望景観の保全を目的に、東京都屋外広告物条例の制度と連携し、表示等の制限に関する事項の検討を進めます。

- ②. 区分地区「エンターテイメントシティ歌舞伎町地区」に屋外広告物に関する景観形成について、以下の景観形成方針を追加する。

#### ○屋外広告物の活用による新たなエンターテイメントシティ歌舞伎町の創出

賑わいと活力に溢れる世界を代表する歌舞伎町独自の都市景観を創出するため、屋外広告物を積極的に活用した景観形成に取り組めます。